

速度取締り指針

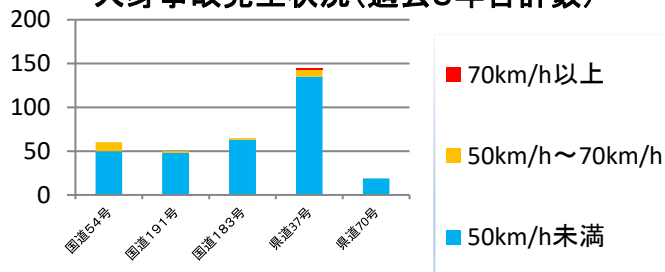
安佐北警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道54号 県道37号	12時～14時 16時～20時	可部、高陽地区	50km/h

★ 重点以外の場所、時間帯であっても、速度取締りを実施することがあります。

安佐北警察署管内における交通事故実態

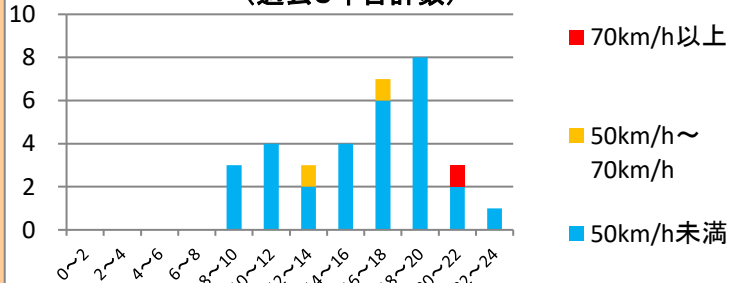
主な路線別・危険認知速度別
人身事故発生状況(過去3年合計数)



▼ 主な幹線道路別に過去3年の事故発生状況と比較すると、県道37号(広島三次線)で、最も多く発生しています。

▼ 国道54号は、比較的高速度での事故が多発しています。

県道37号(広島三次線)における時間帯別・
危険認知速度別、死亡・重傷事故発生状況
(過去3年合計数)



▼ 過去3年の県道37号(広島三次線)における事故発生状況(死亡・重傷事故)は、16時～20時に多発しています。

～過去3年間の交通死亡事故の特徴～

- 1 死亡事故8件のうち、県道37号(広島三次線)が2件
- 2 国道54号、県道70号(広島中島線)、国道261号での発生がそれぞれ1件
- 3 その他道路(市道、林道)での発生が3件

※規制速度を超過した場合、死亡・重傷事故率は速度を遵守した事故に比べ高くなります。

その他の交通指導取締り要点

県道37号(広島三次線)では、速度取締りのほか、自転車運転者の違反行為、通行帯(バス専用通行帯)の取締りを強化します。

注: 1 過去3年間は、令和5年5月から令和8年4月までの統計を示す。

2 「危険認知速度」とは、運転者が相手方を認め、危険と感じた時点の速度をいいます。